

立川市一般職職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定による。

立川市一般職職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

立川市一般職職員特殊勤務手当支給条例（平成8年立川市条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	支給範囲	基準	金額	種類	支給範囲	基準	金額
……略……	……略……	…略…	…略…	……略……	……略……	…略…	…略…
災害時緊急出動手当	災害時において勤務時間 外に勤務命令を受けて出 動した職員	1回	1,200円	災害時緊急出動手当	災害時において勤務時間 外に勤務命令を受けて待 機又は出動した職員	1回	1,200円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。